

教育厚生

多様な保育事業者が 参入するための条例制定



教育厚生常任委員長
西村 将伸

を、児童福祉法に位置付けられたため、条例として認可基準を定めるもの。

● 黒潮町特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運 営の基準に関する条例の制定

市町村が条例で定める運営

に関する基準を満たすことが

給付条件となるもので、給付

を受ける対象として適切な運

営を行っているかを確認する

ための基準を定めるもの。



お昼寝タイムで夢の中です（大方くじら保育所）

これらの保育事業に関する
条例制定は、平成24年8月に
「子供・子育て関連3法」が
成立したことによるもので、
待機児童ゼロを目指すため
に、民間施設の設備や運営、
許可基準を整えるための条例
制定です。

● 黒潮町保育の必要性の認定 基準に関する条例の制定

保護者が保育所の利用を希

望する場合、保護者は、保育

の必要性の認定に係る申請を行
い、それを受けた市町村で

は客観的基準に基づき「保育

の必要があるか」、「保育時間
は「どれくらい必要か」など

の保育の必要性を認定するこ

による認可事業とすること
家庭的保育事業等を市町村
設備及び運営の基準に関する
条例制定

家庭的保育事業等を市町村
による認可事業とすること
は、「どれくらい必要か」など
の保育の必要性を認定するこ

● 一般会計補正予算

■ 町民館運営費 337万円
佐賀町民館の雨漏れの改修
工事費です。

■ 中学校管理費 109万円
教室へのエアコン整備によ
る電気料金の補正です。

■ 児童福祉費 181万円
保育入所者の予定が296
名から308名に増えたこと
による賄材料費です。



耐震工事とあわせて改修中の佐賀町民館